

行政文書管理システムによらない起案

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>なにわ南府税事務所</p>	<p>行政文書「平成26年度 滞納処分停止後の調査について」について、行政文書管理システムによらず、書面による起案、決裁が行われていた。</p>	<p>行政文書の起案に当たっては、府税事務所行政文書管理規程に基づき、税務情報システムを利用する方法により処理する事務に係るものを除き、行政文書管理システムを利用されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【府税事務所行政文書管理規程】 (起案) 第8条の2 行政文書の起案は、税務情報システム(府税に関する事務を処理するための情報システムをいう。)を利用する方法により処理する事務に係るものを除き、行政文書管理システムを利用する方法により行わなければならない。</p> </div>	<p>平成28年度から、行政文書「滞納処分停止後の調査について」は、行政文書管理システムを利用している。</p> <p>今後、行政文書の起案に当たっては、府税事務所行政文書管理規程第8条の2の規定に基づき、適正に処理する。なお、このことについては平成28年3月25日の幹部会議において改めて周知徹底を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月3日）